

報道資料

生鮮食品に原産地を表示してほしい

相談要旨

市場、スーパー等で販売されている生鮮食品に原産地表示がないことがあり、特に市場等で売られている野菜、果物については、表示がないものが多いと感じられる。

私は、生鮮食品については、価格や鮮度のほか、原産地も購入に当たっての重要な選択肢としている。法律で原産地表示が義務付けられていると聞いたことがあるので、表示するよう指導してほしい。

行政相談を受け付けた沖縄行政評価事務所は、小売店における生鮮食品の表示状況を調査し、行政苦情救済推進会議（所長の私的諮問機関）の有識者の意見を踏まえた上で、国が行う事務にあっては、平成 17 年 6 月 27 日、沖縄総合事務局に対して文書により、次のようなあっせんを行いました。

なお、県域業者にあっては、沖縄県がその事務を所掌していることから、沖縄県に参考までに連絡することとしています。

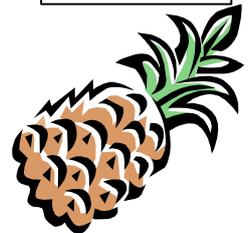
< 調査方法及び結果 >

県内の小売店 40 店舗における生鮮食品の表示等の状況を調査

生鮮食品の一部に原産地表示を行っていないところを含め、原産地を適正に表示していないところが 30 店舗
特に本県においていわゆる「市場」と称されているところの食料品専門店及び土産物店等に多い状況

(原産地表示なしの例)

パイナップル



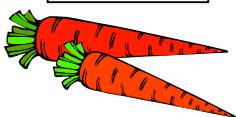
沖縄総合事務局に対して

あっせん

(← 県に対して参考連絡)

(原産地表示ありの例)

沖縄県産
にんじん



食料品専門店やその他の店舗を重点対象とした生鮮食品の表示調査の徹底講習会の開催回数を増やすことや、市場等にあっては市場組合等の業者団体を通じて食品表示制度の浸透を図るなど食品表示に関する一層の啓発等を図る必要

(注) 行政苦情救済推進会議とは、民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立った苦情救済の効果的な推進等に資することを目的として当事務所が開催する会議です。

< 本件問合せ先 >

沖縄行政評価事務所 行政相談課長

金城 (電話：098-866-0148)